

平成29年度 東北大学金属材料研究所

附属新素材共同研究開発センター共同利用研究募集要項

1. 募集要項

さまざまな新素材の開発、設計、評価を行う研究者を対象とし、東北大学金属材料研究所附属新素材共同研究開発センター（以下「センター」という）の研究部との共同研究およびセンターに設置してある装置を利用して行う共同利用研究を募集します。

なお、優秀な研究成果を上げた2件程度の研究課題について表彰します。

2. 申請資格者

(1) 本共同研究には国・公・私立大学および高等専門学校の教員ならびに独立行政法人・国立研究開発法人・特殊法人および国公立の研究機関に属する常勤の研究者が研究代表者として申請できます。

(2) 研究組織の中に分担者として教職員、大学院生ならびに学部生（高等専門学校にあっては専攻科学生、指導教員が明確なこと）を含めることができます。

3. 申請方法

本研究所 web システム（共同利用 web システム）を利用した電子申請を行いますので、下記ホームページよりお申込みください。

（共同利用 web システムログイン HOME <http://imr-kyodo.imr.tohoku.ac.jp/>）

なお、同一の申請代表者が本共同利用研究に申請をできるのは1件までです。

○本センター研究部との共同研究

(1) 事前に本センター研究部の研究者（ホームページを参照）と、研究課題・来所予定期間などについて打ち合わせのうえ、お申込みください。

(2) 研究組織に本学の他の部局、他の大学、高等専門学校又は独立行政法人・国立研究開発法人・特殊法人の研究機関の研究者が含まれている場合は、本研究所所属の者を除き、各々の所属長の「共同研究承諾書」（別紙1）を提出してください。

○装置を利用して行う共同利用研究

(1) 事前に本センターの副装置責任者および装置担当者（別紙2：「装置一覧」を参照）と、研究課題・来所予定期間などについて打ち合わせのうえ、お申込みください。

(2) 研究組織に本学の他の部局、他の大学、高等専門学校又は独立行政法人・国立研究開発法人・特殊法人の研究機関の研究者が含まれている場合は、本研究所所属の者を除き、各々の所属長の「共同研究承諾書」（別紙1）を提出してください。

○申請書等の締切

① 申請書 申請期限 平成28年12月12日（月）（期限厳守）

（本研究所 web システムから電子申請）

② 共同研究承諾書 提出期限 平成29年4月7日（金）（期限厳守）

（採択後、所属長印を押印したものを郵送または持参にて提出）

4. 研究期間

研究期間は、原則平成29年4月1日から平成30年3月末日までです。計画的に研究計画をたてていただき、なるべく早い執行をお願いいたします。また、同一の研究課題で継続する場合の研究期間は、研究開始の年度を含めて3年以内です。

5. 共同研究承諾書提出先

〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1-1
東北大学金属材料研究所 総務課 研究協力係
電 話 022-215-2183
ファクシミリ 022-215-2184
E-mail imrkyodo@imr.tohoku.ac.jp

6. 採 否

本センターの採択専門委員会及び共同利用・共同研究委員会等の議を経て決定し、平成29年3月下旬頃に申請者へ直接通知します。

なお、採択に当たっては、本センターの設置目的に合致し、本センターの研究部の研究内容に添ったものを優先する方針で、上記委員会により審査し、採否を決定いたします。継続課題の審査には、過去の採択課題に関する研究成果の登録状況が反映されることもありますので、研究成果については必ず共同利用 web システムから登録して下さい。(採択期間終了後でも成果登録は可能です。)新規課題についても、「これまでの成果」欄に過去の研究成果を必ず記載してください。

7. 旅 費

予算の範囲内において支給します。[支給額の上限は30万円とします。]

8. 共同利用研究報告書

研究代表者は、平成30年4月6日(金)までに「共同利用研究報告書」を本研究所 web システムにて提出してください。[提出期限厳守のこと。]

9. 論文の提出

研究成果はできるだけ論文として発表してください。本共同利用研究で得られた成果の論文発表に本センターへの謝辞を記載する場合は、「東北大学金属材料研究所附属新素材共同研究開発センター(英文名: Cooperative Research and Development Center for Advanced Materials, Institute for Materials Research, Tohoku University)」における共同利用研究である旨の文章を入れてください。

英文の場合の参考として、文例を以下に示します。

- 1) This work was performed under the inter-university cooperative research program (Proposal No. **G****) of the Cooperative Research and Development Center for Advanced Materials, Institute for Materials Research, Tohoku University
- 2) This work is a cooperative program (Proposal No. **G****) of the Cooperative Research and Development Center for Advanced Materials, Institute for Materials Research, Tohoku University
- 3) This work is a cooperative program (Proposal No. **G****) of the CRDAM-IMR, Tohoku University

※なお、論文を発表したときは、別刷1部を附属新素材共同研究開発センターあてに提出してください。

10. 宿泊施設

共同研究者で宿泊を必要とする方は、本研究所の宿泊施設（定員7名）を利用することができます。その場合、本研究所の対応教員または総務課研究協力係にお申し込みください。なお、宿泊施設の詳細については3.記載の共同利用 web システムログイン HOME「ご利用案内」の「共同研究等の手引」より確認願います。

11. 知的財産権の取扱

東北大学共同研究取扱規程を準用します。

12. その他

○保険への加入

本研究所利用の大学院生及び学部生（高等専門学校にあっては専攻科学生）は、学生教育研究災害傷害保険への加入をお願いします。

別紙 1 (採択後に、共同利用 web システムにて作成のうえ提出してください。)

共同研究承諾書

(附属新素材共同研究開発センター)

国立大学法人東北大学
金属材料研究所長 殿

課題番号 :

研究課題 :

氏名	職名等	所属

上記の者が、共同研究者となることを承諾します。

平成 年 月 日

研究機関の長

所属・職・氏名

職印

上記の者のうち、学部生（高等専門学校にあつては専攻科学生）が共同研究者となることを承諾します。

指導教員 :

印

注) 1. 「所属機関の長」とは、研究者が所属する研究機関の長で、大学にあつては学長、学部長、研究科長、研究所長を、高専にあつては校長を、独立行政法人・国立研究開発法人・特殊法人及び国公立の研究機関にあつては機構長、理事長、センター長等を言います。

なお、大学院学生にあつては所属研究科長を、高専・専攻科学生にあつては校長を、学部学生にあつては学部長を言います。

2. 共同研究者に学部生（高等専門学校にあつては専攻科学生）がいる場合は、該当する学生の指導教員の承諾が必要になります。